

平24福情答申第5号

平成25年3月27日

福岡市教育委員会 様  
(指導部学校指導課)

福岡市情報公開審査会  
会 長 川 副 正 敏  
(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る一部公開決定処分等に対する審査請求について (答申)

福岡市情報公開条例 (平成14年福岡市条例第3号) 第20条第2項の規定に基づき、平成24年8月30日付け教指指第418-1号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

#### 記

「〇〇中学校内で発生した、校内への不法侵入者による器物損壊事件について、平成23年11月10日付けの事故報告書提出以降の状況及び、結果報告の文書」の一部公開の件

答 申

**第1 審査会の結論**

「〇〇中学校内で発生した、校内への不法侵入者による器物損壊事件について、平成23年11月10日付けの事故報告書提出以降の状況及び、結果報告の文書」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定（以下「本件決定」という。）については、次に掲げる公文書を対象文書に加え、公開することが妥当である。

(1) 11月8日付け生徒指導主事作成の文書について

(2) 器物破壊 第1次報告（平成23年11月2日，3日，8日，9日分）

ただし、「器物破壊 第1次報告」のうち、平成23年11月2日分については、「9備考」欄の1行目16文字目から文末までを被覆したうえで公開することとする。

**第2 審査請求の趣旨及び経過**

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、平成24年6月6日付けで実施機関が審査請求人に対して行った本件決定を取り消し、新たに公文書の公開を決定するよう求めるものである。

2 審査請求の経過

(1) 平成24年5月28日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、本件対象文書について公開請求を行った。

(2) 平成24年6月6日、実施機関は、本件対象文書について条例第11条第1項の規定により本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(3) 平成24年8月2日、審査請求人は、本件決定について、これを不服として実施機関に対して審査請求を行った。

### 第3 審査請求人及び実施機関の主張等の要旨

#### 1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書及び平成24年11月9日付けの反論意見書にて、おおむね次のように主張している。

- (1) 本件請求にかかる器物損壊事件に際し、学校は、校内の保護者だけでなく「地域の皆様へ」等の文書や看板を通じて地域住民に広く公表し、情報提供を求めている。このような状況で、事件の詳細な経過報告を確認したいというのは地域住民にとってはごく自然な流れである。
- (2) しかしながら、本件決定ではそのような公文書は公開されていない。時間の経過による事件の風化に同調するかのよう、事件の途中経過及び最終的な結果の報告をしないというのは学校及び市教委の都合であり、多くの人が、事件のことを知り、少なからず不安を感じたことが予測される以上、適正に結果報告がなされるべきである。

#### 2 実施機関の主張

実施機関は、平成24年9月27日付け弁明意見書及び同年12月12日の当審査会第1部会における口頭意見陳述において、おおむね次のように主張している。

##### (1) 弁明の趣旨

本件決定で一部公開とした公文書のほかに、審査請求人が主張するような最終的な結果報告が記された文書は存在しないことから、本件決定は正当かつ妥当な処分である。

##### (2) 本件対象文書について

本件請求の前段として、審査請求人から、本件にかかる器物損壊事件について、学校と関係機関とのやり取りに関する公文書公開請求があつており、それに対して実施機関は、事故報告書等の公文書を公開している。そして、本件請求では事故報告書提出以降の状況及び、結果報告の文書が請求されているため、本件対象文書は、前段で公開した事故報告書等が提出されて以降に作成された公文書が該当するものと考えられる。

##### (3) 本件決定を行うに至った理由について

前述の本件対象文書に該当するものとして、「告訴と氏名の特定について」「告訴状」「処分通知書」を特定し、個人情報等を被覆のうえ一部公開している。審査請求人の、学校での器物損壊事件で、情報提供を地域に求めているため、地域に何らかの報告があつてしかるべきという主張は傾聴に値するが、このような事案については、各学校で作成している危機管理マニュアルに基づいて対策をしている。そのなかで、地域への報告等については、特段の定めはなく、学校長の裁量によっているところである。そして、本件では、校長から地域団体の役員等に対して口頭で説明を行っているため、特段の公文書は作成されていない。

#### 第4 審査会の判断

上記の審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

##### 1 本件対象文書について

- (1) 審査請求人の主張から判断するに、本件審査請求は、本件決定で一部公開を行った公文書の非公開部分を公開するよう求めるものではなく、対象公文書の特定に不足があり、審査請求人が求める公文書について追加的に公開を求めるものと解される。
- (2) そこで、当審査会としては、請求内容において平成23年11月10日以降とあるが、最初に事故報告書が提出されたのが平成23年11月2日であること、また、審査請求人が地域への説明や、事実関係精査のための最終的な結果報告があるべきものであると主張していることを考え合わせて、まずは、最初の事故報告書が提出された後に実施機関で作成され、または作成され得る文書の確認を行い、対象文書を特定することとする。
- (3) そうすると、本件対象文書とは、「平成23年11月2日以降に学校もしくは教育委員会で本件事件に関して作成された公文書」で、「地域と学校の間、学校内部、学校と教育委員会の間、教育委員会内部での協議・連絡・報告等に関するもの」が該当するものと考えられる。

## 2 対象文書の存否及び公開の妥当性について

(1) 本件公文書について、当審査会で調査を行ったところ、公開請求時点で、本件事件に関連して、学校運営委員会、学校サポーター会議などで対応協議や状況の報告が行われていることが確認された。そのため、これらの場において配布された資料、および学校や教育委員会の内部資料等について、提出を求めたところ、すでに一部公開されている告訴関係書類に加えて、以下の文書が確認された。

### ① 11月4日付学校長作成の文書について

当審査会で確認をしたところ、当該文書は、「器物破壊に対する対応について」との表題がつけられ、対外及び校内の対応と今後の対策が箇条書きで記され、また、他校での類似案件の取組み等が記されている。なお、実施機関によると、この文書は、学校長が今後の対応について校内の生徒指導委員会で説明を行うため、個人的な情報の整理のために作成したものとのことである。

### ② 11月8日付生徒指導主事作成の文書について

当審査会で確認したところ、当該文書は、「11/2 (水) , 11/3 (木) , 11/8 (火) の器物破損に係る対応について」と表題がつけられ、事件の概要と今後の対応 (生徒向け) , 今後の対応 (学校体制) , その他と項目が記され、細かな対応指針や役割分担が記されている。なお、実施機関によると、この文書は、学校長、教頭、教務主任など校内の主な教員で構成された運営委員会の資料として、生徒指導主事が作成し配付されたものとのことである。

### ③器物破壊 第1次報告 (平成23年11月2日, 3日, 8日, 9日分)

当審査会で確認したところ、当該文書は、教育委員会が、学校で発生した事故について、電話での第一報を受けた際に必要な事項について漏れなく確認を行うために使用しており、日時や場所、事件の概要等が記され、教育委員会内の内部報告に利用されている。

### ④ 経緯メモについて

当審査会で確認したところ、当該文書は、「11/2, 11/3, 11/

8の器物破損について」と表題がつけられ、作成日の記載はなく、本件事案に関する情報が箇条書きで記されている。なお、実施機関によると、この文書は生徒指導主事が情報整理のために備忘的に作成したもののことである。

(2) これらの文書について、公文書該当性、対象文書への該当性、公開の可否という観点から検討を行う。

ア 公文書該当性について

公文書の定義について、条例第2条第2号によると、「実施機関の職員(略)が職務上作成し、又は取得した文書、図面、写真、フィルム及び電磁的記録(略)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」をいい、個人的検討の段階を離れ、組織的に用いる文書等としての実質を備えており、組織において利用可能な状態で保有されているものを指す。そうすると、前記(1)のうち、②及び③の文書については、組織内部での事実確認や情報共有等のために供していることから、組織共用性が認められ、公文書に該当するものと言える。一方、①及び④の文書については、学校長や生徒指導主事が今後の対応や説明会に備えて備忘録的に作成されたメモであること、また、箇条書きで記号や略号が使用され、会議会合の名称等もないことが認められるから、公文書に該当するものとは言えない。

イ 対象文書該当性について

まず、前記の公文書に該当するものとして②及び③を検討するに、いずれも請求内容で言及されている「平成23年11月10日の事故報告書」より前に作成されたものであるが、対応の協議や指針について触れられており、事件後の状況を説明する文書として、対象文書に含めることが妥当と言える。

ウ 非公開情報について

前記(1)のうち、②の公文書について、当審査会で見分したところ、前述のとおり、協議事項や今後の対応方針等が記載されているのみで、条例第7条各号に規定する非公開情報は見当たらず、公開が妥当である。一方、③の

公文書についても、本件事案についての発生日時や概要の部分に非公開情報は見当たらないが、備考欄に犯人像に関する推測が含まれており、この部分については、ただちに特定の個人を識別することはできないものの、公にすると、他の情報と照合することにより、なお個人を推定する契機となるなど、個人の権利利益を害するおそれがあり、また、学校から教育委員会への第一報という段階での推測であるため、教育上の観点から、条例第7条第1号（個人情報）及び第5号（行政運営情報）に該当するものとして、当該部分を被覆のうえ公開することが妥当である。

(3) また、本件情報公開請求においては、「今回のガラス代の弁償費用、請求先がわかるもの、又は、その請求書」の公開も求められ、対象となる公文書として、賠償請求の金額として被害見積額が、損害賠償の請求先として被告訴人の氏名等が記載されている告訴状が特定され、被告訴人の氏名、住所等を被覆のうえ公開されている。被告訴人の氏名等については、条例第7条第1号（個人情報）に該当するため、当該部分を被覆し、一部公開としたことは妥当である。

(4) なお、特に審査請求人が反論意見書中で求めている地域への説明の文書及び事件の最終的な報告については、前記(1)の①の文書の記述などから、学校長等から地域への説明が行われたことがうかがえるが、実施機関によると、具体的な説明内容等については、口頭で行ったため公文書を作成していないとしていることから、その是非は別として、実施機関がかかる公文書を保有していないことを確認した。

### 3 付言

当審査会としては、本件結論に至る判断とは別に、条例第23条第3項に基づき、情報公開制度の適切かつ円滑な運営の前提として、条例第41条に規定する公文書の適正な管理という観点から以下のとおり付言する。

まず、福岡市教育委員会公文書の管理に関する規則（平成14年教育委員会規則第13号。以下「公文書規則」という）第6条は、次のように規定している。すな

わち、事案の処理に係る意思決定及び報告は、公文書を作成することにより行わなければならない、例外として作成が義務付けられないのは、「(1) 処理に係る事案が軽微なものであるとき」及び「(2) 意思決定又は報告と同時に公文書を作成することが困難であるとき」である。

このうちの「軽微なもの」とは、文書を作成しなくても職務上支障が生じないような場合である。そこで、本件について鑑みると、学校における連続的に繰り返された器物損壊事件として対応がなされ、加害者の告訴にまで至っている経緯からしても、当該事案が公文書規則にいう「軽微なもの」と解することはできない。確かに、学校という教育現場において発生した事件につき、教育上の配慮として、地域への詳細な報告や文書による説明を避けたいとの意向があったとすれば、それは理解できないわけではない。しかし、いずれにしても、このような事件についての最終的な結果報告が概括的であれ、学校及び教育委員会内部に公文書として残されていないことについては、市民に対し説明責任を果たすという観点のもとより、学校が地域との協力・連携に応えるという意味でも、適切とはいえないものとする。

#### 4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその余の主張については、本件審査請求に係る当審査会の判断を左右するものではない。

以上により、本件決定について、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成24年 8 月30日	実施機関が審査会に諮問
平成24年 9 月28日	実施機関が弁明意見書を提出
平成24年11月 1 日(第1部会)	審議
平成24年11月 9 日	審査請求人が反論意見書を提出

平成24年12月12日(第1部会)	実施機関より意見聴取
平成24年1月9日(第1部会)	審議
平成24年2月20日(第1部会)	審議

## 第6 答申に関与した委員

川副正敏, 石森久広, 五十川直行, 馬場明子